

滋賀県ハザードマップ活用支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知事は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく浸水想定区域の指定により、その区域を含む市町が実施する洪水ハザードマップの活用にあつては、費用に要する費用に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、滋賀県内で水防法に基づく洪水ハザードマップを作成した市町が、「そなえる」対策のさらなる向上を図るため、洪水ハザードマップを活用して実施する事業とする。

(経費の対象および補助額)

第 3 条 補助額は、市町が行う洪水ハザードマップの活用に係る経費の 2 分の 1 以内とし、補助対象経費および補助限度額は別表 1 のとおりとする。

(交付申請の手続)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 3 条に規定する補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を提出しなければならない。提出期日は、知事が別に定める。

(変更等の承認)

第 5 条 市町長は、規則第 6 条による通知を受けた後、事業の内容を変更し、または事業を廃止し、もしくは中止しようとするときは、あらかじめ変更申請書（別記様式第 2 号）を提出して、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 6 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、別記様式第 3 号によるものとし、事業の完了の日から起算して 15 日を経過した日または翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

(標準事務処理期間)

第 7 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第 3 条の規定による申請があつた日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更申請があつたときは、申請書を受理した日から 30 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第 6 条の規定による実績報告があつた日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 8 条 市町長は、第 4 条の規定に基づく交付申請の手続、第 5 条の規定に基づく変更等の承認、第 6 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

1. この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。

付 則

1. この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表 1

補助対象経費	補助率および限度額
1. 新たな浸水情報の反映等を目的とした既存ハザードマップの更新、公表、周知に要する経費	1/2以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、1市町あたり2,000千円を限度とする。
2. 洪水を対象とした避難訓練に要する経費	1/2以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、1訓練あたり150千円を限度とする。
3. 浸水危険度表示標識等の設置に要する経費	1/2以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、1箇所あたり250千円を限度とする。
4. 洪水を対象とした地区別避難計画等、地域の避難計画の作成に要する経費	1/2以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、1地区あたり600千円を限度とする。

(別記様式第1号)

滋賀県ハザードマップ活用支援事業補助金交付申請書

〇 〇 〇 第 号
令和 年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	市 町 長 名
発行責任者・ 担当者	氏名	担当者氏名
	連絡先 電話番号	

年度においてハザードマップ活用支援事業について、滋賀県ハザードマップ活用支援事業補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- (1) 〇〇事業計画書
- (2) 〇〇収支予算書

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

ハザードマップ活用事業計画書

1. 事業概要

(1) 対象河川

(2) 対象地先

(3) 事業内容

2. 実施方針

3. 事業工程

ハザードマップ活用事業収支予算書

1. 補助金交付申請額及び算出方法

(1) 補助金交付申請額 金 円

(2) 算出方法

(単位 円)

使用方法 経費の内訳	直営	請負 委託	事業 費計	控除額	補助 基本額	摘要
合計						
補助金額	補助率1/2以内					

2. 事業費充当財源

(単位 円)

事業費	財 源 内 訳			摘要
	県補助金	その他	一般財源	

(別記様式第2号)

交付決定額の変更申請書

〇 〇 〇 第 号
令和 年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	市 町 長 名
発行責任者・ 担当者	氏名	担当者氏名
	連絡先 電話番号	

令和 年 月 日付け滋 第 号をもって補助金の交付決定を受けた令和 年
度滋賀県ハザードマップ活用支援事業について交付決定額の変更を受けたいので、関係書類
を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 補 助 事 業 の 名 称
2. 補助事業の目的、効果及び内容
3. 補助事業の完了の予定期日及び実施計画
4. 変更理由書
5. 変更収支予算書

(別記様式第3号)

実績報告書

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	市町長名
発行責任者・ 担当者	氏名	担当者氏名
	連絡先 電話番号	

年 月 日付け滋 第 号で滋賀県ハザードマップ活用支援事業補助金の
交付決定の通知があった(補助事業等の名称)について、滋賀県補助金等交付規則
第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

1. 補助金交付決定額及びその精算額計算書

(添付書類)

1. 委託業務等の契約書の写しおよび領収書等支出を証する書類を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

補助金交付決定額及びその精算額計算書

1. 補助金交付申請額及び算出方法

(1) 補助金交付申請額 金 円

(2) 算出方法

(単位 円)

使用方法 経費の内訳	直営	請負 委託	事業 費計	控除額	補助 基本額	摘要
工事請負費						
事務費						
合計						
補助金額	補助率1/2以内					

2. 精算額及び算出方法

(1) 精算額 金 円

(2) 算出方法

(単位 円)

使用方法 経費の内訳	直営	請負 委託	事業 費計	控除額	補助 基本額	摘要
工事請負費						
事務費						
合計						
補助金額	補助率1/2以内					

3. 事業費充当財源(精算)

(単位 円)

事業費	財 源 内 訳			摘要
	県補助金	その他	一般財源	